

3歳児視・聴覚精密検査結果報告手順書

令和5年4月作成

(業務内容)

3歳児健康診査の視・聴覚健診において要精密検査となった対象者が医療機関を受診した場合に、その結果報告を行うもの

(実施方法)

1. 保健センター等の3歳児健康診査における視覚・聴覚健診において、要精密検査となった対象者が、「紹介状（診療情報提供書）」を持参し、精密検査実施医療機関を受診する
2. 医療機関は、精密検査（保険診療）を実施する
3. 医療機関は、検査結果を「診療情報提供書」（紹介状に同封）に記載し、随時、返信用封筒（紹介状に同封）にて保健センター等に報告する
4. 姫路市保健所は、1年度分の医療機関毎の実施件数について、4月10日までに各医療機関へお知らせする
5. 医療機関は、4の件数をもとに、「3歳児視・聴覚精密検査結果報告書兼請求書」を4月20日までに姫路市保健所へ送付する